

第六十八号議案

例 江戸川区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例
(趣旨)

第一条 この条例は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号。以下「法」という。）第三条第二項の規定に基づき、江戸川区における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(規模)

第二条 法第三条第二項に規定する条例で定める区域の規模は、三百平方メートル以上とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の改正により、生産緑地地区の区域の規模を条例で定めることができるようになったため、当該規模を定める必要があるので、本案を提出いたします。